

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童手当・特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、児童手当・特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和7年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)は受給資格者が提出する認定請求書を審査の上、児童手当又は特例給付の支給の認定又は却下を決定し、通知する。決定に際し、または決定した後においても、毎年一回の現況届によるほか、必要に応じ支給要件調査を実施し、公平公正な支給認定又は認定更正を行う。</p> <p>① 児童手当新規・額改定認定支給申請            ② 児童手当現況届認定支給申請            ③ 氏名の変更申請            ④ 住所の変更申請            ⑤ 受給事由消滅申請            ⑥ 未支払の児童手当の請求申請            ⑦ 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知            ⑧ 児童手当等に係る寄附の申出及び金額の変更等の申請            ⑨ 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め            ⑩ 情報提供ネットワークシステムを利用した児童手当関係情報の提供            ⑪ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、年金給付関係情報の照会            ⑫ サービス検索・電子申請機能に係る業務</p> <p>サービス検索・電子申請機能経由にて①、②、⑤、⑥、⑧の届出を受領する。            ※①、②、⑤、⑥、⑧の事務における手続の受理については、サービス検索・電子申請機能を用いての受領を含むものとする。</p>
③システムの名称	① 児童手当システム ② 共通基盤システム(庁内連携システム) ③ 団体内統合宛名システム ④ 中間サーバ ⑤ 住民基本台帳オンラインシステム ⑥ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表81の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表 [第2条の表における情報提供の根拠] 42、125の項 [第2条の表における情報照会の根拠] 106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子ども政策課
②所属長の役職名	子ども政策課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市子ども部子ども政策課 電話番号028-632-2387
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市子ども部子ども政策課 電話番号028-632-2387
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [            十分に行っている            ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [            十分である            ]
判断の根拠	<p>・操作できる端末及び権限者を限定するとともに、端末へのログインには権限者の静脈を用いた認証を行っており、権限者の異動等が生じた際は、速やかにシステムから権限を削除することにより、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 関連情報 1. 評価実施期間における	子ども家庭課長 高野 裕之	子ども家庭課長	事後	重要な変更でないため
令和3年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	(記載なし)	① サービス検索・電子申請機能に係る業務 サービス検索・電子申請機能理由にて①、 ②、⑤、⑥、⑧の届出を変更する。 ※①、②、⑤、⑥、⑧の事務における手続の整理については、サービス検索・電子申請機能を用いての変更を含むものとする。	事後	重要な変更でないため
令和3年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	(記載なし)	⑥ サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更でないため
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第一の56の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第1の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第44条	事後	主務省令改正による根拠条文の変更修正
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に児童扶養手当関係情報が含まれる項 (13,16,26,30,47,64,65,87,116の項) 2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条(※)行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に児童扶養手当事務が含まれる項(57の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表 [第2条の表における情報提供の根拠] 42、125の項 [第2条の表における情報照会の根拠] 106、107の項	事後	主務省令改正による根拠条文の変更修正
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	子ども子ども家庭課	子ども子ども政策課	事後	機構改革による修正
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における 担当部署 ①所属長の役職名	子ども家庭課長	子ども政策課長	事後	機構改革による修正
令和7年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 子ども部 子ども家庭課 電話番号:028-632-2386	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 子ども部 子ども政策課 電話番号:028-632-2386	事後	機構改革による修正
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 子ども部 子ども家庭課 電話番号:028-632-2386	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 子ども部 子ども政策課 電話番号:028-632-2386	事後	機構改革による修正
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機動的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で認識されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	-	・操作できる端末及び権限者を限定するとともに、端末へのログインには権限者の静電を用いた認証を行っており、権限者の異動等が生じた際は、速やかにシステムから権限を削除することにより、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の 様式変更